

アメリカ合衆国へ

九月十六日フオードは、ベトナム地獄脱走兵と兵役拒否者に対して特赦に関する新しい政策を出した。但し「特赦」は二年間の代替服務を満足に果たした上で、という条件つきである。

フオード声明後九四名の拒否者に一ヶ月の賜暇が与えられ刑務所から釈放された。しかし、バゼツクなどの人たちは、フオード案が完全特赦でないという理由で、賜暇を拒んで拒絶し、他の者も彼と意見を共にし連邦刑務所へ戻っている。その他税金不払い、反戦行動により多数の在獄者が移轉的に受刑しており、クリスマスまでに刑務所に居ると見られる人達の名簿は多く数もあつて作製に困難を来させている。

- ▲ (姓名) Federal Prison, Ashland, Kentucky, 41101, USA
- (姓名) Tomes Drigger, William James Moran, Ira Walker, Johnnie Mack Morgan (4名)
- ▲ Federal Prison, Lompoc, California, 93436, USA.
- Greg Davis, Augustus Digerega, Louis Jennings, Robert Lopez
- ▲ Federal Prison, El Reno, Oklahoma, 73036, USA
- Steve Bezech
- (姓名) Nicholas Riddell, ▲ Federal Prison, Terre Haute, Indiana, 47805,
- Jesse Guerra, ▲ Federal Prison, Oxford Wisconsin.
- John E.O. Neill, ▲ Box A Ft. Knox, Kentucky, 40191.
- Jeffery Weaver, ▲ Dade County Jail Madison, Wisconsin,
- Dave Lockim, ▲ Disciplinary Barracks, Drawer A, Ft. Leavenworth, Kansas, 66097, (キレ職)

① 今号はWRRI本部から来た Prisoner of Peace Dayに当たつての八名は、南米のみの特集。紙面の制約からごく一部のみの抄出。くわしくは近くのWRへお問合せ下さい。

② WRRI本部の名簿会計係ハロルド・ヒングから財政支援を訴えてきた。日本部へ毎月郵便便で送られる五、十圓の印刷物の代金、送料だけでも集むことはあるだろう。その相違額位をばつてか、このための施したい。多くは個人的には一切カンパを求めたり訴えたりしない主義だがWRRI本部の活動費をどうして、誰かのウーロ千円程度の支援をおねがいしたい。ごければ年内に。

③ 次号は引續き「WRRI本部の活動費」のコーナーで出すつもり。

④ 新年もSk Sk 活動中。

War Resisters International Japan Group  
 Japana Grupo de Internacio de Milit rezistantoj  
 Kou MUKAI 354 Kameyama HIMEZI, Japan  
 "Ne Perforta Rekta Agado" - n-ro 4

あつたがき

一日本部

WRRI本部の活動費をどうして、誰かのウーロ千円程度の支援をおねがいしたい。ごければ年内に。

WRRI本部の活動費をどうして、誰かのウーロ千円程度の支援をおねがいしたい。ごければ年内に。



12 The Honour Roll 栄誉の名簿

WRRI本部 書記

WRRI本部 書記

WRRIは一九五五年以来、毎年十二月一日この名簿Honour Rollを作成と配布を十九年向けてきた。これはWRRI各支部公や提携団体の協力のもとに八月一日現在、平和、反戦の信条と活動のために犠牲されている人々の前住をならべ、その在獄者への私たちの連帯を示す方法として、クリスマス・新年の挨拶をカードに托して送るためのものである。

このように動きに加えて、北米、英国、イタリアなどでは、軍備のための納税拒否や軍隊への叛軍の働きかけやピラ配布、あるいは徴兵事務所の襲撃とカード破壊など、アクテブな新しい状況があらわれている。

非暴力直接行動

戦争に抗するインター日本部ニュース。1974年12月23日発行。W.R.I.-JAPAN。

過去、名簿の人たちの殆どはへ良心的兵役拒否者ベーターであった。その後、我々の二十年にわたる運動と再論のひろがりにより、西ヨーロッパおよび北米では、次第に入兵役にひかる代替兵役服務へ入軍務の選択を願うなどの法制化が一掃化するに至った。しかしこのことは勿論、国家が戦争を悪と承認したことでなく、徴兵を断念したわけでもない。その故に、たとえ北米での戦争拒否者たちは、COの條項

の適用によつて、直接的にせよ戦争国家に何らかの形で協力受容するよりは、と、数千人が心して入獄をえらんで受刑するということが起つてきている。それは、かつて一部のアナキズムの立場に立つ徴兵拒否者に見られた法律体系を去つるのでなく、根本的に国家の戦争と闘う新しい展開である。

このための今年の名簿は、CO在獄者の数がやや減少し、戦争拒抗による受刑者が殖えてくるのが特徴として見られる。しかし依然としてへCOに関する法的條項がない国々へ私たちが送る支持と励ましは、尚非常に重要であることをこの中で確認しておきたい。

WRRIは、国連人權委員会が決議している

# 在獄者名簿 (1冊の巻)

基本的人權としてのこの権利について、すべての国家が承認するよう、他の政府機関でない組織と共に、今後またのキャンペーンを引付けねばならぬ、と決定すると共に戦争抵抗者に対する投獄などの新しい状況に対する新しい援助の方法を見出す必要を痛感する。

最後にWRRIは例年の如く訴えるこの名簿に載つた宛先に対して、カードを送ること。また送附を行つてはいる政府機関へ抗議を集中すること。

## 〈追記〉

この名簿には「エホバの證」その他の記載を望まない人々の名がのせられておられることに注意された。WRRIへのことは勿論それらの人々へも各国郵金が支持の手をかけるべきであると期待する。

カード送送はクリスマスをおくけれども差支えない。カードに一切通信文をかかぬこと。送送者の住所と氏名のみとすること。南封・船便。印刷物扱。ニোগラム三〇円。

レスター・ヘンリー・カニンガムロイヤ名の戦争抵抗者があつて、この四月に服役してゐた。今年も同じ回数に入らうが刑務所にいるが、その氏名と住所を明らかにせよと頼む。抵抗者(大抵) Prime Minister Olof Palm Kanslihuset,

Frack 103 10 Stockholm,

レスター・ヘンリー・カニンガムロイヤの兵役に「かねてから」。このことに対する条項はない。兵役拒否は約四ヶ月刑務所に入ることである、取を失ふことにもなる。兵役拒否は一月一日兵役拒否で政府中 (姓名) Uli Wildberger, (姓) Bezirksgefangnis, 8400 Winterthur Switzerland

南バトナムへ今年に二回、二回の甲が刑務所にいる。多くの者は拷問をうけ、又何ヶ月も手錠のみで床の檻という場所に入れられてゐる。食糧・衛生状態ともに極度に悪い。南バトナム政治犯の救援、その家族孤児への援助については委員会がある。

## 〈フランス〉

- ▲ 拘置所 Maison Darnet, Rue de Charimey, 33170 GRADIGNAN
- 姓名 Patrice Corne (刑期2年), Raymond Courtoner (刑期前同)
- Philippe Bonneau (同), Etienne Deschamps (同), J. Pehour (前同)
- ▲ Maison Darnet, 56 Bd Jacques Cartier, 35000 Rennes
- François Henaff (刑期2年), Jean Pierre Lelesier (同), Yves Legras (同)
- ▲ Maison Darnet, 1 Avenue de la Division Leclerc, 94260 Fresnes
- Paul Polnot (刑期2年) 他25名 着脱
- フランスでは、このようにして送られる人々も少なくない。但しこの権利については、他人に伝える等の直接の活動は強く禁じられる。それ以外の一冊の送付はこの條目にも、刑務所長に送付するのを認めてくれる。もし多くの人が、この条目を請うたことを受け、回復には無ければならぬ。

## 〈イスラエル〉 抗議文送付先 (3冊付)

- Mr. Yitzhak Robin, Prime Minister of Israel, Jerusalem
- Mr. Shimon Peres, Minister of Security, Hakiryah, Tel Aviv, Jafu, Israel.
- Mr. Rozner, Manpower Officer, Tel Hashomer Recruitment Camp, Israel.
- 数々のイスラエル人が、今も兵役から除外されてゐるが、5月再出陣と再検査が行われている。WRRIイスラエル部会書記エリック・ロビンに送られた。拒否が認められると、今後は兵役にシフトする刑務所入りかの恐れがある。今迄除外されてゐるイスラエル人は20名、様々なかたらの戦争抵抗者であり、約二十名の「エホバの証」に入つてゐる。抗議文内容は、イスラエルがこのことを認めていないが、今迄便宜的に除外されてゐたこの人々、不適格として除外された者も多くの召集から除外されたものに連絡される。

## 〈イギリス〉

- ▲ PO 29, 810W Colchester Military Prison, Great Britain,
- Marine Chris Byrne
- ビーコン社、十月十三日キリスト教の命令に拒否、四月十日の拘置に送られた。理由を対抗運動外に、この中絶は拒否に同意する。
- ▲ ○ 〈連絡先〉 (イギリス) British Withdrawal from Northern Ireland Campaign (BWNIC) 5, Caledonian Road London N1
- Support Committee, 96 Brixton, Peace News, 8 Elm Ave
- Campaign to repeal the Incitement to Disaffection Act, c/o the NCLL, 186 Kings Cross Rd., London WC1.
- 九月二十日英政府は女性の同様に兵役に。戦後引退した軍隊に配布、姓はリソンの所持により共謀として「一九四四年公布の不忠誠行為の取締」に全員投獄された。その罪状は「共謀」であり、その中には、NDRの中心人物の共謀と抗議の支持がある。

## 〈イタリー〉 Carcere Militare

- ▲ 37019 Peschiera del Garda, Verona Italy
- Sergio Culmini, Michele Camassa, Palmazio Bertalesi
- ▲ Carcere Militare Forte Boccea, 00167 Roma Italy
- Bachisio Masia
- (現在、四人の何れが兵役拒否、代替服務拒否の上の要中)

ドイツ連邦共和国へ今年、このように送られる人々も少なくない。但しこの権利については、他人に伝える等の直接の活動は強く禁じられる。それ以外の一冊の送付はこの條目にも、刑務所長に送付するのを認めてくれる。もし多くの人が、この条目を請うたことを受け、回復には無ければならぬ。